

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令要綱

## 第一 小型電子機器等

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に基づき、使用を終了した場合に再資源化の対象となる小型電子機器等を定めること。  
（第一条関係）

## 第二 認定の申請者等の使用人

一 法第十条第二項第二号及び第三号の政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(一) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(二) (一)に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、法第十条第一項に規定する再資源化事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

二 法第十条第三項第四号ホ及びへの政令で定める使用人は、申請者又は同条第二項第六号に規定する者の使用人で、一に掲げるものの代表者であるものとする。  
（第二条及び第三条関係）

## 第三 委託の基準

法第十三条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとすること。

一 あらかじめ、排出事業者に対して、当該排出事業者に係る法第十三条第二項に規定する行為を委託しようとする者の氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名を含む。）及びその者が法第十一条第四項第一号に規定する認定計画に記載されていることを示して、当該委託について当該排出事業者の書面（環境省令で定める事項が記載されたものに限る。）による承諾を受けていること。

二 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれていること。

- (一) 委託に係る使用済小型電子機器等の数量
- (二) 使用済小型電子機器等の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
- (三) 使用済小型電子機器等の処分を委託するときは、その処分の場所の所在地、その処分の方法及びその処分に係る施設の処理能力
- (四) その他環境省令で定める事項

三 前号に規定する委託契約書をその契約の終了の日から環境省令で定める期間保存すること。

( 第四条関係 )

#### 第四 施行期日等

- 一 この政令は、法の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行すること。 ( 附則第一条関係 )
- 二 関係政令について所要の改正を行うこと。 ( 附則第二条から第四条関係 )